

令和6年3月22日（金）

第3回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 令和6年3月22日(金) 午後2時00分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 委員 蒲田 知子 委員 村松 弘康
委員 新山 訓代 委員 中村 通宏
4. 欠席委員 教育長 丸 智彦
5. 出席事務局職員
教育総務部長 山田 和夫 生涯学習部長 菊地 統
生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼公民館長兼生涯学習課長 小林 裕
総務課長 高橋 純 学校教育課長 中野 直美
教育相談センター所長 遠藤 美香 鳥の博物館長 森田 康宏
文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 辻 史郎
指導課長兼小中一貫推進室長 森谷 朋子
少年センター長 川本 将多 図書館長 穠村喜代子
生涯学習課主幹 斉藤 幸弘 学校教育課主幹 齊藤 優
指導課主幹 中山 千草
6. 欠席事務局職員 な し

午後 2 時 0 0 分開会

○蒲田教育長職務代理者 ただいまから令和 6 年第 3 回定例教育委員会を開会いたします。

会議録署名委員指名

○蒲田教育長職務代理者 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 3 1 条の規定により、会議録署名委員を指名します。中村委員にお願いします。

議案第 1 号

○蒲田教育長職務代理者 日程第 2、議案の審査を行います。

議案第 1 号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○中野学校教育課長 よろしく申し上げます。議案第 1 号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について。

提案理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則が改正され、新たに子育て部分休暇制度が設けられたことから、教育長が行う休暇の承認に、職員の子育て部分休暇を追加するため、提案するものです。

「新たに設けられた子育て部分休暇」とは、小学校就学の始期、満 6 歳に達する日以降の最初の 4 月 1 日から満 9 歳に達する日以降の最初の 3 月 3 1 日までの子を養育するため、1 日の勤務時間の一部について勤務しない場合に承認されるものです。

子育て部分休暇の期間及び時間は、当該市の小学校就学の始期から満 9 歳に達する日以降の最初の 3 月 3 1 日までの間で、正規の勤務時間の始め、または終わりにおいて、30 分を単位として 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲であ

ることとされています。

子育て部分休暇により勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき職員の給与に関する条例第19条の規定による勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給するというものになります。

2ページ、「我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則」の「改正後」部分ですが、第43条の4項、「職員の結核性疾患による療養休暇及び子育て部分休暇は、教育長が承認する。」ということで、4項に「子育て部分休暇」が入ります。

この規則は令和6年4月1日から施行いたします。以上です。

○蒲田教育長職務代理者 以上で説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

質疑はないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○蒲田教育長職務代理者 これより採決いたします。

議案第1号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○蒲田教育長職務代理者 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

議案第2号

○蒲田教育長職務代理者 続きまして、議案第2号、我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について、事務局から説明をお願いします。

○中野学校教育課長 議案第2号、我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正

する訓令の制定について。

提案理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、職員の育児休業等に関する条例等が改正され、育児休業の取得回数制限が緩和されたこと、並びに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則が改正され、子育て部分休暇制度が設けられたことから、新たに子育て部分休暇の扱いを規定し、様式を追加するほか、育児休業延長に関する様式を改正するため、提案するものです。

4 ページ、「我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令」の「改正後」、第10条、7の2、7の3、7の4を追記しています。7の2は、子育て部分休暇の請求に関する内容、7の3は、子育て部分の休暇の期間中に該当する事由が生じたときの養育状況変更届について、7の4は、子育て部分休暇の承認について（副申）、子育て部分休暇に係る子の養育状況の変更について（副申）の追記になります。

今までは、「第10号様式の6」を使用していましたが、養育状況変更届が既にあるため、こちらの「第10号様式の6」を削除する形になります。6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページにはそれぞれの様式が入っています。そして最後12ページに「育児休業（育児休業延長）承認請求書」の様式が入っています。

この訓令は、令和6年4月1日から施行いたします。説明は以上です。

○蒲田教育長職務代理者 以上で説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。—よろしいですか。

ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○蒲田教育長職務代理者 これより採決いたします。

議案第2号、我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○蒲田教育長職務代理者 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

議案第3号

○蒲田教育長職務代理者 続きまして、議案第3号、我孫子市子どもの読書活動推進計画（第二次）の策定について、事務局から説明をお願いします。

○樺村図書館長 議案第3号、我孫子市子どもの読書活動推進計画（第二次）の策定についてご説明いたします。

提案理由は、読書活動を推進することにより、子どもが心豊かに成長し、自ら考え、課題解決でき、自立した人生を送る手助けになることを目的として策定した我孫子市子どもの読書活動推進計画（第一次）の計画期間が令和5年度で終了することから、令和6年度から令和10年度を計画期間とする我孫子市子どもの読書活動推進計画（第二次）を策定するものです。

別冊「我孫子市子どもの読書活動推進計画（第二次）(案)」をご覧ください。

こちらの計画については、庁内で策定委員会を立ち上げて策定してまいりました。その間、生涯学習審議会の図書館部会を開き、そちらで協議していただき、その後パブリックコメントに出しています。

パブリックコメントについては、「意見なし」という結果になっています。

11ページ、12ページをご覧ください。こちらには第一次計画期間、令和2年度から令和4年度の主な成果と今後の課題について書かれています。

主な成果として、第一次計画推進において大きく影響を受けた新型コロナウイルス感染症拡大でしたが、その中でも工夫して実施した事業のうち、今後

もつながっていくであろう事業であると考えて6つ挙げています。

課題として挙げた6つについては、コロナ禍で苦勞して実施した事業を継承しつつも新しい生活様式や読書バリアフリー、また多様性といった新たな視点を捉えて推進していくべき事業となります。

第一次から一歩進める事業としては、12ページの「今後の課題」の2つ目「読書バリアフリー法の観点」という視点を入れました。また、13ページ、2つ目、「急速に進むICT化の中、電子書籍について」、電子書籍を導入することで子どもたちの調べ学習に役立つ分野の資料をそろえて、紙の本とともに読書活動を推進していくことということで特に挙げています。

加えて、今回アンケートや市内の実施調査で見えてきたことの中には、市内各地で活動されている地域ボランティアの存在がありました。私たちの把握し切れていないところで活動されている方たちを頼もしく思うとともに、見合った場所で活躍していただけるようにコーディネートしていきたいと考えています。

そこで課題の5つ目と6つ目に挙げていますが、情報を提供し、ボランティアの方々に紹介していける情報共有の仕組みをつくっていくべきだということです。

第一次の読書活動推進計画では、図書館と学校を中心に進めてきました。その基本方針は変わらないのですが、第二次では国の調査でも憂いている不読率の進行を少しでも食い止めるために、乳幼児期から本が身近にあること、また図書館や学校以外での子どもたちの居場所に本が身近にあること、そしてそのためには地域のボランティアをきちんとしかるべき場所につないでいくことに注力する推進計画にしていきたいと考えています。

成果と課題を踏まえた基本方針は、14ページから15ページにかけて記載している4点です。1つ目は、「子どもの自主的な読書活動を支える読書環境

の整備・充実」、2つ目は、「家庭・地域との連携・協力による読書に親しむ機会の充実」、3つ目は、「学校図書館における自主的な読書活動支援体制の充実」、4つ目は、「子どもの読書への関心を高める取り組みの推進」です。

最後に数値目標についてなのですが、第一次の計画と同様に第二次についても、数値目標は設けずに、事業を推進していくに当たって指針となるような方針や方向性を示す計画としています。その分、図書館が中心となって実施していくべき事業を教育委員会内はもとより子ども部を中心とした市長部局とも連携し、読書活動の推進をしていきたいと考えています。計画の説明は以上です。
○蒲田教育長職務代理者 以上で説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

これをまとめるに当たって一番苦勞した点は何でしょうか。

○樺村図書館長 苦勞した点は、庁内の策定委員会で初めて顔を合わせる課のメンバーもいたのですが、その課で行っている事業をいかに読書に結びつけていくかというお話を策定委員会の中で何度もさせていただきました。普段は保育課や子ども相談課など、全然違う分野でお仕事をされている方たちに、読書がどういうところで役に立つかを少し分かっていただけるようになったかなと思います。その話合いがやはり一番時間を割いてやらせていただいたところだと考えています。

○蒲田教育長職務代理者 本を扱っていますが、図書館のような視点ではないところと一緒に考えていくという作業をしたということで、分かりました。ありがとうございます。

ほかに質疑はありますか。

ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○蒲田教育長職務代理者 これより採決いたします。

議案第3号、我孫子市子どもの読書活動推進計画（第二次）の策定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○蒲田教育長職務代理者 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

諸 報 告

○蒲田教育長職務代理者 続きまして、日程第3、諸報告を議題とします。

「五本松運動広場整備基本計画について」、報告をお願いします。

○辻文化・スポーツ課長 五本松運動広場整備基本計画について、まず、策定した目的に関しては、利根川ゆうゆう公園のサッカー場が天然芝で年間の利用日数が制限されていることと、数年おきにやってくる利根川の増水によってサッカー場が長期間使用できなくなるという現実があります。それからNECグリーンロケッツ東葛が我孫子をホームタウンとして活動し、ラグビーに親しむ市民が多くいますが、市民がラグビーを親しめる環境が整備されていない。こういったような状況を踏まえ、年間を通して利用できる球技場を整備することをこの計画の目的としています。

現状の五本松運動広場ですが、我孫子市岡発戸1433-2にあります。面積は3万1,826m²。現状はスポーツ広場とみどりの広場、2つから構成され、サッカー、野球、陸上、グラウンドゴルフ等で年間を通じて利用されているところになります。

この計画を策定するに当たっては、現状の五本松運動広場の利用者、利用団体に向けてのアンケート、また、昨年度策定いたしました我孫子市スポーツ推進計画の際に行ったアンケート調査等を基に、こういったものが望まれている

のかを集約し、サッカー場兼ラグビー場を整備すること、そして年間を通して利用することを前提に高効率、高稼働率を実現する。そのために照明設備やトイレ、休憩スペースなどを設けて市民がいつでも利用できるようにするということ。あとは昨今、公共施設の整備に当たり、環境への配慮やSDGs、そういったものについては考慮して整備することにいたしました。

3案練った中で、最もふさわしいというもので選択したのが、真ん中にサッカー、ラグビー場、JFA公認の人工芝を持ったもの。また、その周辺に日本陸連公認4種に準ずる6コース、1周400mのタータントラックを配置します。それから、訪れた方が着替え、シャワー、トイレ等を利用できるクラブハウスを設けます。そして、多目的な芝生広場として、天然芝の芝生のスペースを設けています。便益性を考慮して、現状の駐車場を再整備するとともに臨時駐車場としての部分を確保し、総台数約100台の車が停められるような施設にしています。夜間照明、屋根付きスタンド、太陽光発電設備等についても検討しているところです。あとは環境への配慮として、雨水の排水等についても適切な排水が取れるように計画にしています。

概算事業費としては、8億9,700万円。概算の維持管理費、こちらは人件費を除いたものになりますが、年間約530万円。想定利用人数は年間約3万6,000人です。

事業手法としては、費用をできるだけ圧縮することと工期をできるだけ短くすることを念頭に置き、「デザインビルド方式」という、設計と施工を同時に発注する形式を取ろうと検討しています。

運営方式については、今後の課題になりますが、指定管理者制度を予定しています。

期待する効果としては、陸上やラグビー、サッカーなどの競技振興、それから市民スポーツ環境を改善し、健康力を向上することやスポーツを通じた市民

の交流促進が図れるということを考えています。スケジュールに関しては、令和6年度にデザインビルド方式導入のための準備等を行い、7年度から8年度に事業者を決定して設計・施工を行い、8年度の冬には完成し、供用を開始したいと考えています。報告は以上になります。

○蒲田教育長職務代理者 以上で報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

質疑はないものと認めます。報告に対する質疑打ち切ります。

続きまして、「旧井上家住宅の屋外トイレの設置について」、報告をお願いします。

○辻文化・スポーツ課長 2月の定例教育委員会で「旧井上家住宅屋外トイレの設置の状況」をご報告いたしました。その際に国内的に電線が非常に不足している状態で年度内の完成が危ぶまれるとご報告いたしました。2月の最終に電線の手配がついたということで、何とか3月の完成にこぎつけることができました。

外観については、周辺の建物等を考慮し、周辺になじむ木造を非常に意識した建物になっています。中身については男性用、女性用、多目的に配慮され、バリアフリーのトイレとなっています。併せて、附属物として駐車場側のところにサイクルラック、それからトイレがここにあるという誘導板も整備しています。

こちらの整備に当たりましては、千葉県観光地魅力アップ整備事業補助金を活用し、できるだけ市の財政を圧迫しないように考慮して完成いたしました。4月以降に一般には供用する予定です。報告は以上になります。

○蒲田教育長職務代理者 以上で報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。——よろし

いですか。

質疑はないものと認めます。報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、「榎本家住宅の文化財登録原簿への登録提案について」、報告をお願いします。

○辻文化・スポーツ課長 榎本家住宅ですが、布佐駅の東側、利根川の堤防との間、国道356号線のすぐ脇のところにある住宅になります。

榎本家の概要ですが、榎本家は江戸時代の初期、徳川家光の治世下に下野国、現在の栃木県から我孫子市の布佐に移住してきたと伝えられる家系です。1700年代に初代「次郎右衛門」を名乗って以降、代々「次郎右衛門」を襲名しています。布佐の河岸、利根川の港になりますが、こちらの商いで財をなし、近隣の大地主であるとともに、金融や各種商業にも携わり地元の発展に尽くした家です。ちなみに14代、15代におかれましては、戦前の衆議院議員を2代にわたって務めているという家系になります。

家の中の建物配置は、正門を入れて2階建ての主屋、主屋（離れ）、北土蔵、台所になるのですが釜場、裏門、稲荷社、国道356号に面した大きな池、それから近隣の屋敷地においても樹木が生い茂っているという状況になります。

中に残されている建物群ですが、古くは明治時代や大正期を中心とした建物になりますが、昭和33年に利根川の堤防改修により、建物がかかなり曳家をされて動かされている状況です。それから後年に追加されたり、建て直しをされたりしている部分もあるため、宅内全てのものが文化財というわけではありませんが、主な建物7棟に関しては文化財としての価値が十分あるという判断が文化財審議委員によってなされています。

こういった古い住宅については、市の指定文化財として指定するケースもありますが、住みながら、活用しながら使える文化財制度ということで、国の登録有形文化財という制度があります。こちらについては、主に50年を経過し

ていること、地域の歴史や文化の景観に重要な役割や位置づけを果たしていることを中心として認定される制度になっています。通常、こういった登録文化財については所有者が国に対して申請を行い、国の文化審議会が審議をして登録という流れになるのですが、我孫子市につきましては令和2年度に我孫子市文化財保存活用地域計画を定めているため、我孫子市の文化財審議会が十分に登録文化財としての価値があると判断した場合においては、我孫子市から申請して、そのまま国が認定をするという流れになります。これが我孫子市文化財保存活用地域計画を定めた1つのメリットであり、速やかに認定され、国のほうから通知される予定になっています。

現状、こちらの榎本家住宅については、榎本さんがここに住まわれている状況のため、住んだままの文化財という形で今後市民にも周知していきたいと考えています。以上になります。

○蒲田教育長職務代理者 以上で報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いいたします。

実際に私も榎本家住宅に行ったことがあり、とても懐かしく思いました。本当に立派な建物だという印象がありますが、それをまた後世に伝える手助けができるのは本当にうれしいことだなと思っています。

質疑はないものと認めます。報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、「我孫子で暮らそうー我孫子愛した楚人冠についてー」、報告をお願いします。

○辻文化・スポーツ課長 「我孫子で暮らそうー我孫子を愛した楚人冠ー」と題しまして、杉村楚人冠記念館の企画展ということになります。

杉村楚人冠が関東大震災、今から101年前になりますが、それをきっかけに我孫子に移住してきてから、ちょうど今年で100周年ということを記念した展示会になります。

杉村楚人冠が愛用した品々等を紹介しています。それから当時の写真と現在の杉村楚人冠記念館の屋敷、庭を対比して見ることもできるため、訪れた方が文人杉村楚人冠であり、それから我孫子を愛した杉村楚人冠を身近に感じていただける展示会になるのではないかと思います。

併せて、教育委員の皆様には黄色い冊子、「楚人冠と我孫子の暮らし」という冊子をお配りしていますが、こちらが展示会に合わせて作りました「展示目録」、概要ということになりますので、こちらを読んでいただき、また現地を見ていただくと、より楽しさが倍増するのではないかと考えています。報告は以上です。

○蒲田教育長職務代理者 以上で報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

ないものと認めます。報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、「第96回選抜高等学校野球大会パブリックビューイングの実施について」、報告をお願いします。

○辻文化・スポーツ課長 第96回選抜高等学校野球大会に我孫子にあります中央学院高校が出場しています。3月20日（水曜日）、1回戦なのですが、午後2時から4時まで、あびこショッピングプラザ1階センターコートにおいてパブリックビューイングを実施いたしました。

実施した様子については、常時100人程度。席としては64席を用意したのですが、それでは足りない状況になり、1階、2階、3階の部分からも立ち見で多くの方が眺めて応援していただいた状況になります。来訪者の中には少年野球の方々もいて、我孫子で甲子園に高校が出場するケースはなかなか巡ってこない状況のため、それを現場で、子どもたちも含めた多くの市民が楽しむことができたということになります。取材も各メディアから多く受け、夕方のニュース等でも配信されていました。

今後の試合予定ですが、3月24日（日曜日）、2回戦が予定されています。2回戦においても、同じあびこショッピングプラザの1階のセンターコートで午後2時から試合終了まで、2回目のパブリックビューイングを実施する予定です。対戦相手は、宇治山田高校で強豪ですが、中央学院高校が頑張ってくれることを祈っています。

なお、24日が雨天で中止となった場合につきましては、翌25日（月曜日）に、場所は少し動かすのですが、あびこショッピングプラザ内でパブリックビューイングが実施できるように検討しているところになります。報告は以上です。

○蒲田教育長職務代理者 以上で報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

とても素晴らしい実施だったと思いますが、どのような経緯で実現できたのでしょうか。

○辻文化・スポーツ課長 パブリックビューイングに関しては、各地でよく甲子園に出場した学校について行われているのですが、話を確認したところ、高校の関係者の方はみんな応援に出かけられているということで、学校で実施することは、物理的に難しいということで、どこの場所ができるのか、100人以上の人を収容して、かつそこに大きなスクリーンを広げられるところはどこなのかを担当でいろいろ検討し、あびこショッピングプラザからも、こういった場所を使って多くの方に見ていただければ地元貢献として光荣であるということ、それから地元の学校であるため、やはり応援する人たちがたくさん来るであろうということで、こちらの場所を設定して実施に至ったという経緯があります。

○蒲田教育長職務代理者 あびこショッピングプラザ2階で実施されていた中央学院高校野球部の展示コーナーに横断幕やポスター、写真等が幾つもありま

した。本当にみんなが応援しているのが分かるような展示になっていてよかったですと思いました。ありがとうございます。

ほかに質疑はありますか。——よろしいですか。

ないものと認めます。

続きまして、「鳥の博物館の開館について」、報告をお願いします。

○森田鳥の博物館長 鳥の博物館の開館についてお知らせいたします。

施設改修工事に伴い、昨年11月から休館していましたが、工事も無事に終了する見込みとなったため、4月から改めて開館をいたします。

なお、4月1日については月曜日であり、館の定休日になるため、実際の開館は4月2日（火曜日）からとなります。再開後も引き続き、多くの方にご来場いただければと考えています。以上で説明を終わります。

○蒲田教育長職務代理者 以上で報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

前回の工事のときには、時期的にも寒い時期で大変だったというお話がありましたが、今回は大丈夫だったでしょうか。

○森田鳥の博物館長 今回は給排水設備と受変電設備の改修工事ということで、水が出なくなったり、電気が通じなくなったりということで非常に職員は大変だったと、私もそういう思いで、この数か月間過ごしました。

実は令和6年度についても、別の工事で同じ時期、11月から年度末まで休館することを予定しており、来年も恐らく職員は同じような状況が予想されるため、それに向けて今年は予行練習ではないですが、いい経験になったなと感じています。

○蒲田教育長職務代理者 ありがとうございます。引き続き、よろしく願いいたします。

ほかの質疑はよろしいでしょうか。

ないものと認めます。報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、事前に配付された事務報告、事務進行予定資料等に補足する説明や追加する事項はありますか。

ないようですので、これより事務報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいでしょうか。

ないものと認めます。事務報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、事務進行予定について質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

ないものと認めます。事務進行予定に対する質疑を打ち切ります。

次に、教育事業全般について質疑があれば挙手をお願いします。

教育事業全般についてご質問等ありますか。——よろしいですか。

ないものと認めます。

以上で諸報告に対する質疑を打ち切ります。
